

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和5年3月17日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、御案内していた時刻になりましたので、ただいまから3月17日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明いたします。

来週は、火曜が祝日なので、通常であれば火曜日に説明するような分も今日説明することになります。

来週の委員会の定例会の議題は5件あります。

議題1と2、これはセットで、来年度、令和5年度の委員会の業務計画と政策評価の実施計画ということです。

これは毎年度この時期に定めているもので、議題1が、来年度の委員会が取り組む業務全般の計画で、議題2は政策評価の実施方針を定めるものです。

議題3が、核燃料物質の使用等に関する規則の改正案と意見公募ということで、これは元々は京都大学炉で申請書の添付漏れという事案がありまして、それは元々添付漏れというより要らない資料を添付させていたので、規制庁も改善したほうがいだろうということで、去年の11月9日の委員会で、一部の手続について、添付書類の一部、具体的には品質マネジメントシステムに関する書類、これを不要とするという規則改正をする方針となっていたので、今回その規則案を諮ってパブリックコメントにかけるといふのです。

議題の4つ目が、高浜4号機の自動停止に関する報告の評価ということです。

これは1月30日に発生した高浜4号機の自動停止の件で、その原因と対策の評価、あと、INES（国際原子力・放射線事象評価尺度）評価などをまとめて報告するということになります。

原因など、中身は全て公開会合でもう出ていますので、そこについて新しい情報というのは特にはありません。INES評価は0、安全上重要ではない事象と整理される見込みです。

議題5ですけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析の進め方ということです。

今週の委員会で、杉山委員から、この事故調査の目的について改めて整理すべきだと

意見があったことを受けまして、来週の委員会で議論するということになります。特に新しい目的がということではなくて、改めて元々あった目的を再構成して確認するという形になります。

次が、3ページ目、3月23日の（7）法令報告の改善に関する公開会合です。

議題は1つで、法令報告について、規制庁側から幾つかの改善の提案を行って、事業者と意見交換をするというものです。基本的に軽微なものは報告義務を軽くするという方向での改善ということになります。

次が、3月23日の（9）高経年化の安全規制に関する検討チームの3回目です。

議題は3つで、1つ目の「移行に当たっての検討」というのは、前回同様、事業者を呼んで意見するのと、あとは、いろいろな規則とか解釈、ガイドの類の現在の検討状況を報告して議論するというものです。

次が、2つ目の「新たな技術的検討」というのは、これも前回と同じような議論になるのかなと思います。

3つ目の「分かりやすい説明」というのは、こちらのほうで分かりやすいと考える資料の、完成版ではないのですけれども、その時点版が出てくるかなと思います。

今、議題1・2・3の順になっているのですけれども、3が割と優先度が高くて、時間切れになりたくないので、議題3をトップバッターに持ってくる形になりそうという情報があります。

次が、3月24日の（9）第1127回審査会合です。これは特定重大事故等対処施設が議題なので非公開です。

議題は1つで、女川2号機の敷地内の地質構造についてということになります。

次が、3月24日の（10）第1128回審査会合。

議題は1つで、泊3号機の津波評価ということになります。

これは前回10月28日のコメント回答ということで、その後もまだ続く見込みになっています。

次が、3月24日の（11）訓練シナリオワーキンググループです。これは訓練のシナリオを議論するので非公開となっています。

全ての事業者が参加して年2回行っている会合で、年度末に今年度の取組を振り返るといったタイプの会議です。

次が、3月24日の（12）核燃料施設等のほうの審査会合ですけれども、議題は1つで、STACY（定常臨界実験装置）の設工認です。

実験用装荷物の製作とデブリ模擬炉心の新設という件で、これは前回1月30日にやっているもののコメント回答ということです。

次が、3月27日の（14）ですけれども、特定原子力施設、1F（福島第一原子力発電所）の審査会合です。

議題は2つで、1つが廃スラッジ回収施設に関する申請についてということで、これは

事故の初期の汚染水処理で生じた廃スラッジを、今も建屋にあるそうなのですけれども、そこから回収して保管施設に保管するという申請です。

2つ目が、ゼオライト土のうの回収の検討ということで、これも事故の初期に、汚染水からセシウムを吸着させるために使ったもので、これを東電からの検討状況について聞くということになります。

最後、5ページですけれども、その他のところですが、来週、原子力安全条約の検討会合がありまして、田中委員がIAEA（国際原子力機関）本部に出張するという事になっています。

こちらからは以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

イワイさん。

○記者 日経新聞のイワイです。

広報日程と関係のない話で恐縮なのですが、エネ庁と規制庁の駅での資料の受け渡しの件で質問をさせていただきます。

10月までの面談で、受け取った資料について、書き込みで汚れていたから廃棄して、新たに同じものをエネ庁から受け取ったという説明だったと理解しているのですが、この廃棄した資料というのは行政文書ということによろしいですか。

○黒川総務課長 廃棄というか、新しいものをもらいまして、同一物はもう要らなくなったので、行政文書でしたけれども廃棄しています。

○記者 ありがとうございます。

保存期間が1年未満でよい行政文書という判断をされたということだと思っておりますけれども、7要件、7項目というのですか、1年未満としてよい要件みたいなものがあるようなのですが、こういった理由で廃棄してよいものと判断したのか教えていただけますか。

○黒川総務課長 その7項目の中に、正本が行政文書と管理されている場合の副本というのがありますので、新しいものを取り寄せて、そちらを正本扱いにするということにしましたので、同一物は副本として1年未満ということになりました。

○記者 分かりました。

廃棄した日がいつかというのは分かりますか。

○黒川総務課長 廃棄した日は、日付はどれも当人に聞いても分からなくて、1月なのですが、何日かまでは分からなかったです。

○記者 分かりました。

総務省に、情報開示請求に関して原則論を聞いたのですが、開示請求文書というのは、開示請求があった時点で保有している文書であって、開示請求後に差し替えて

廃棄するということがあつてよいのかどうか、ちょっと私には分からなかったのですが、その点はいかがですか。

○黒川総務課長 同一物であれば、もちろん、当然そのときの持っているものを出しますけれども、同一物なので、汚れていたものをきれいにするのまで禁じられているとは思いません。

○記者 それは、メモ書きが、今回の議論されている件と全てが全く無関係だという前提なのでしょうか。

○黒川総務課長 前提としてはそうです。ただ、もう確認は実はできないですけれども、本人いわく、そういうものではなくて、いろいろ机に置いてあったので、電話があつてメモったとか、そういう類のものであったと聞いています。

○記者 その確認はされていないということなのですね。

○黒川総務課長 確認というか、ものを見ていないので。本人に聞きました。

○記者 その説明にもわかに私は信じがたいと思うところなのですけども。

あと、資料の廃棄と駅での受け渡しを指示したのはどなたになるのですか。

○黒川総務課長 それは本人が、元から本人が取り寄せようとして、メールでもらえなかったもので、では、取りに行くしかないので、そうすると、エネ庁の執務室まで行くことになりまして、さすがに執務室まで来ていただくものということで、外で渡しますよということになったと聞いています。

○記者 その廃棄については、どなたかが指示したということはないのですか。

○黒川総務課長 いや、それは特に。指示というようなものがあつたかどうか分かりませんが、同一物なので、副本の廃棄というのは普通にあるかなとは思いますが。

○記者 本人の考えで廃棄したということですか。

○黒川総務課長 そこまで確認していないですけども、最終的には、当然、文書管理者の責において廃棄することになりますので、規制企画課長。個別に相談していたかどうか分かりませんが、いずれにしても、文書管理の責任者は規制企画課長です。

○記者 分かりました。

10月までの面談で、面談の際に、資料をもらったときも紙の媒体だということなのですよ。

○黒川総務課長 はい。そうです。

○記者 これは、規制庁内での打合せでも使つたものではないかなと想像するのですが、組織内でどのような方法で共有されたのでしょうか。

○黒川総務課長 要は、電子データを持っていないので、全部紙です。特にスキャンしてPDFにしたりもしていないので全部紙で渡しています。渡した人には。

○記者 何部存在していたのかとかは分かりますか。

○黒川総務課長 それはちょっと分からないですね。

○記者 廃棄するというのは、まとめて廃棄するのですよね。

○黒川総務課長 いや、それは結局、いろいろなバージョンが。バージョンというか、要は、それしか残っていないというタイプもあって、要は、ほかに、中に配っているものは、当然ほかの、そっち側で残っているのもありますので、ただ一方で、中で使っていない、使う必要がなかったものも当然あるので、そういうものは、多分それだけが残っていて、それを新しく取り寄せたので捨てた。要は、ほかのものは一切ないというタイプのものもあるはずです。

ただ、開示請求への対応に当たって、いろいろ、それへの対応のために何か副本は、その後作成されているかもしれない、それはそれで残っているかもしれません。

○記者 廃棄するというのは、全て廃棄するのですよね。残っているものは全て。

○黒川総務課長 全てというか、別に全部コピーを一切合切まとめてということではなくて、恐らく問題になっているのは、それしかないというタイプのやつだったと思うのですよね。ほかにあれば、ほかにあるということは、汚れていないのがあるという話なので、多分汚れたやつしかないというやつだったはずなので。

○記者 改めて、駅で受け取った資料というのは、10月5日までの面談で渡された資料全てと聞いたのですけれども。

○黒川総務課長 それはそうです。

○記者 それと廃棄するのも、もらった資料全てではないのですか。

○黒川総務課長 それは、だから、その本人が、汚してしまった本人が持っていたものは捨てたのだと思いますけれども、当然コピーしてほかの人が持っていたものもありますので、それは当然残っていたのだと思いますけれども。

○記者 それは、改めてもらう必要がなかったということなのですか。

○黒川総務課長 それは、ただ、担当の本人からしたら、では、誰のところにあったか搜索するよりも、いっそもらったほうが早いので、それは当然そうするほうが普通かなと思います。

○記者 分かりました。

スキャンしてデータ化していないということをおっしゃったと思うのですけれども、他の省庁から受け取った資料で、普通はどういった管理の仕方をするものなのですか。

○黒川総務課長 いろいろなパターンがありますけれども、紙でもらったものは紙のままというのが一般的でしょうけれども、中で、例えばメールで配りたいときは当然スキャンしますよね。

○記者 規制委員会の行政文書管理規則に、電子媒体で作成、または取得することを基本とすると書かれてあるのも読みまして、紙でもらった場合もスキャンするということが推奨されているというようにガイドライン等で読んだのですけれども、新たにというか、再度取り寄せなければならないような、紙媒体の資料に関係のないメモをしてしまうというようなことは、文書の管理上問題だったと思いませんか。

○黒川総務課長 いや、元から、多分その一部以外回収されていたタイプだと思うのです。

エネ庁がこっちに残すつもりがなくて、回収するつものやつの回収漏れだと思うので、しかも、中身的にも、多分、中で使うタイプのものではなかったと思うので、別にそういう扱いだっただろうとは思いますが。ただ、残っていたので、行政文書には当然なります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—